

第5次佐賀県国土利用計画 (素案) 概要等について

平成30年12月
佐賀県県土整備部土地対策課

佐賀県国土利用計画改訂作業について

国土利用計画とは

- 土地利用調整の考え方を示す計画。
- 県国土利用計画は市町村国土利用計画の基本となる。
- 県計画は国の計画をベースに作成するため、第5次国土利用計画(全国版)策定を受け、現在第4次佐賀県国土利用計画の改訂作業を行っている。

これまでの経緯・今後の予定

【庁内調整等】

- H29.6～10月 庁内・市町に大型プロジェクト等の確認、幹事会、庁内に土地関連施策の状況確認
- H30.2～6月 幹事課と目標値について意見調整、第2回幹事会、素案庁内意見調整(1回目)

【審議会】

- H30.1月・3月・8月 改定作業の進捗状況等報告、所有者不明土地問題等説明、素案等について説明

【今後の予定】

- H30.12月中旬～ パブリック・コメント、国との調整
- H31.1月 審議会開催
- H31.4月以降 策定、告示

第5次佐賀県国土利用計画の構成について

第5次計画は
①本文
②資料編
の2つで構成

本文は左右2段組みとする

資料編(別冊)

第1章 県土の利用に関する基本構想

(1) 県土の特性とこれからの課題

ア 県土の特性

【本県における土地利用】
本県における土地利用について全国比較でみると、農地・林地・宅地の県土全体にわたり、以下のとおり極めて効率的な状況にある。

(農地)

農地においては、長きにわたって耕地利用率が最も高い水準にあり、高い生産性を誇っている。

(林地)

林地においては、高度経済成長期を支える木材を供給する役割を果たしてきた。その後は輸入材との競合等があり、経営の効率化が求められるなどの課題はあるものの、素材生産の役割を果たす人工林の割合は最も高い水準にある。

(住宅地)

住宅地においては、全国平均と比べて高い持ち家率、広い1人当たり住宅・宅地面積を誇る。特に宅地面積や周辺の土地利用空間に余裕があることは、今後の課題である空き家の再活用等の施策を進めるにあたって有利に働くことになる。

【地勢・交通】

本県は、九州の北西部に位置し、東は福岡県、西は長崎県に接し、南は有明海、北は玄界灘に面する。

県土の総面積は約2,441km²、20市町(10市10町)からなる。平成28年(2016年)10月現在の人口は約82万8千人で、佐賀市や唐津市、鳥栖市等の都市部に偏らず比較的分散している。

可住地面積は県上面積の約55%と全国的にもその割合が大きく、古くから九州の農耕地帯として築えてきた佐賀平野を中心として広大な平地を有している。

また交通の面では、県都佐賀市に首都圏並びに上海・ソウル・台北への直行便が運航する九州佐賀国際空港を有し、県東部の鳥栖市には、高速道路や鉄道の聖のライン(福岡～鹿児島)と横のライン(大分～長崎)が交差するクロスポイントを有するとともに、県北西部では唐津港や伊万里港といった重要港湾を有するなど、県民生活や経済活動にとって重要な要素を持つ。

【子育て支援・定住促進の取組みと土地利用】

「佐賀は自然が多く子育てにいい環境」「まちの利便性の中で田舎ぐらしを楽しめる」など、県外からの移住者が佐賀を評価する言葉に表されるように、特に若年層・子育て世代の生活環境に対する価値観は大きく様変わりし、スローライフや子育て環境重視の風潮が高まり、地域の持つ豊かな自然環境は移住促進の強力なツールとしても機能しは

耕地利用率
佐賀県 132%
全国 92%
(2015年)
別冊P1

人工林率
佐賀県 66%
全国 41%
(2012年)
別冊P1

持ち家率等
持ち家比率
71%(全国62%)
1人当たり宅地面積
222㎡(全国113㎡)
1人当たり住宅面積
130㎡(全国54㎡)
別冊P2

資料編には
統計データ、
関連話題、
取組み事例を
掲載

データ等
資料集の
参照ページ
を
記載

佐賀県では 持ち家志向・1戸建て志向が強く
住環境が充実している

(1) 本県の住宅敷地は、全国平均と比較して、2割程度広い。

持ち家・1戸建て住宅の平均敷地面積	佐賀県	全国	全国比
	347㎡	281㎡	1.23%

2013年(H25年)住宅・土地統計調査。31表(佐賀県)及び33表(全国)による。

持ち家・1戸建て住宅についての比較。
佐賀県の数値は持ち家・1戸建て19万7千戸の平均。全国の数値は同じく2,630万戸の平均。ただし住宅・土地統計調査は抽出調査。

(2) 本県の住宅の居室は、1人当たりで見ると、全国平均よりやや広い。

1人当たりの居室の広さ	佐賀県	全国
	13.9畳	13.5畳

2013年(H25年)住宅・土地統計調査。57表(佐賀県)及び66表(全国)による。

持ち家・1戸建て住宅についての比較。
佐賀県の数値は293,700世帯(普通世帯数)の平均。全国の数値は52,298,000世帯(同)の平均。ただし住宅・土地統計調査は抽出調査。

(3) 持ち家比率は、全国平均よりも高い。

持ち家比率	佐賀県	全国	全国比
	70%	62%	全国比で8ポイント高い

(4) 持ち家かつ1戸建ての住宅の比率で見ると、全国平均との差はさらに大きい。

持ち家かつ1戸建て住宅の比率	佐賀県	全国	全国比
	67%	50%	全国比で1.7ポイント高い

(3),(4)共通

2013年(H25年)住宅・土地統計調査。10表(県及び全国)による。
佐賀県は住宅総数29万3千戸に占める割合。
全国は住宅総数5,210万戸に占める割合。
ただし住宅・土地統計調査は抽出調査。

本文

第5次佐賀県国土利用計画素案の概要について ①

第1 県土の利用に関する基本構想

県土利用に何が求められるか(県土利用の基本方針)

くらしと産業を支える 県土利用

人口減少下における 適切な土地利用・管理

- くらし・産業にかかる計画的な土地利用転換
 - 農地集約等を通じた管理体制強化
 - 森林の適正な整備・保全
 - 地域間ネットワーク整備による地域相互の機能補完
 - 魅力と特長ある駅周辺整備・都市機能の集積等
 - 低・未利用地や空き家の有効活用
- 等

自然環境と美しい景観等を 保全・再生・活用する 県土利用

自然環境に配慮した 持続可能で豊かな暮らしの実現

- 再生可能な資源やエネルギーの確保と循環的な利活用
 - 佐賀の魅力である豊かな自然を活用した移住等の取組
 - 他地域との交流にもつながる美しい個性ある景観の保全
- 等

安全・安心を実現する 県土利用

より災害に強い 県土の構築

- ハード整備・災害リスク情報提供などを適切に組み合わせた防災・減災
 - ライフライン・行政機能などの迅速な復旧・復興が可能な仕組みづくり
 - 農地(クレーク含む)・森林が持つ防災・減災機能の活用
- 等

第5次佐賀県国土利用計画素案の概要について ②

基準 H28 → 目標 H40
(2016年) (2028年)

第2 面積規模の目標について



農地
52,600ha → 微減

(農地) 優良農地を確保。農地の集積・集約を推進する。

農地は食料生産の基盤であるばかりでなく、農業用水路や棚田石積み等を含め、その防災・環境保全機能についても重要。



森林
110,300ha → 11万haを維持

(森林) 将来にわたり多面的機能を発揮できるよう、整備及び保全を進める。

水源の涵養、国土の保全、地球温暖化の防止、生物多様性の保全等。



宅地
18,400ha → 微増

(宅地) 既存ストックを活用しつつ、定住促進策や企業誘致の成果として生じる新たな土地需要に 대응する。

新規の開発だけでなく、空き家バンク等による既存ストックの活用を図る。



水面・河川・水路
12,500ha → 整備による増

(水面・河川・水路、道路) 整備を要する箇所について順次整備。



道路
14,700ha → 整備による増

※ 写真は上から ①藤野の棚田(唐津市) ②ヒノキの人工林(嬉野市)
③佐賀県住生活基本計画(平成29年2月)
④井手口川ダム(平成24年5月竣工)(写真撮影/西山芳一氏(土木写真家))
⑤有明海沿岸道路(整備中)

第5次佐賀県国土利用計画素案の概要について ③

第3 計画の実現に向けた必要な措置

くらしと産業を支える県土利用

- 低・未利用地等の有効活用を通じ、森林等の自然的土地利用からの転換を抑制
- 佐賀の基幹産業を支え食料の安定供給に不可欠な優良農地の確保と集積・集約の推進
- 公共交通の活性化・再生、歩いて動ける街づくり
- 市街地における低・未利用地や空き家等の既存住宅ストックの有効利用 等

自然環境と美しい景観を保全・再生・活用する県土利用

- 都市における緑地・水面等の効率的な配置や再生可能エネルギーの活用など、環境負荷の小さな土地利用の推進
- 佐賀の魅力である豊かな自然を活用した移住定住事業の推進
- 美しく魅力あるまちなみ景観や、地域の歴史的な景観の維持・形成 等

安全・安心を実現する県土利用

- 防災・減災のための施設整備の推進及び適切な維持管理
- ハザードマップの作成、防災教育・訓練
- 幹線道路沿線の住宅・建築物の耐震化等の推進
- 農地の保全活動の促進や支援
- 適切な保育、間伐などの森林整備の推進 等

【県土の県民的経営の推進】

- 所有者等による適切な管理、国や県、市町による公的な役割に加え、地域住民、企業など多様な主体が様々な方法により参画

所有者不明、低・未利用地問題について

※ 全国版にはない部分
※ 将来に向けた危機感を示し周知を図る

現状

(全国的には)

- ✓ 農地の集積に悪影響
 - ✓ 森林の荒廃
 - ✓ 管理不全による空き家・空き地の荒廃
 - ✓ 災害復旧や公共事業に支障
- 等

(佐賀県)

不明率0.33%(全国0.41%)

現在の対応策など

- ・「空き家バンク」等による既存建物の再活用
 - ・危険空き家の除却等(H26~)
 - ・(農地・林地)農地中間管理機構への利用権設定手続き、森林管理の受託制度の創設
 - ・所有者不明土地の利用の円滑化特別措置法等による利用権の設定等
 - ・公共事業用地買収での対応
- 等

今後の検討事項など

- ・国による民法等改正の是非の検討
(相続登記の義務化等)
 - ・上記を踏まえた広報、地域の立場からの政策提案など
 - ・空き家の新規発生防止、低未利用・所有者不明土地の発生防止に向けての問題意識の共有・啓発
- 等

“所有” から “利用” へ